

第12期千葉県生涯学習審議会第10回会議議事録

令和元年9月3日(火)

午前10時～午前10時30分

千葉県教育庁企画管理部会議室

出席委員(敬称略五十音順)

大田 紀子	重栖 聡司	高田 悦子
高橋 みち子	田村 悦智子	福田 正明
二村 好美	望戸 千恵美	

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長		大野 英彦
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長		古泉 弘志
千葉県教育庁教育振興部文化財課長		大森 けい子
さわやかちば県民プラザ所長		内藤 正寿
千葉県立中央図書館長		榎本 隆二
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼学校・家庭・地域連携室長		栗芝 博
主幹兼社会教育振興室長 学校・家庭・地域連携室	副主幹	田中 憲生
社会教育振興室	社会教育班社会教育主事	義道 俊文
同	主査	添田 拓也
同	社会教育主事	垣屋 和利
同	主査	佐々木 正子
同	社会教育施設班長	俵 大樹
同	社会教育主事	鈴木 哲夫
同	新県立図書館建設準備班長	板谷 剛
同		奈良 伸一郎
千葉県教育庁教育振興部文化財課 主幹兼学芸振興室長		植野 英夫
学芸振興室	副主幹	乃一 哲久
さわやかちば県民プラザ	副主査	戸邊 篤
葛南教育事務所指導室	社会教育主事	橋本 哲史
東葛飾教育事務所指導室	社会教育主事	小倉 久宜
北総教育事務所指導室	社会教育主事	増田 和幸
東上総教育事務所指導室	社会教育主事	阿部 雄一
南房総教育事務所指導室	社会教育主事	吉野 達也

## 1 開 会

## 2 あいさつ

- (1) 大野教育振興部長
- (2) 重栖生涯学習審議会会長

## 3 議 事 (1) 県立博物館・美術館の今後の在り方について

(県立博物館・美術館部会委員の選出について)

**【生涯学習審議会の取り扱い】**

議 長               では、3の議事を進めさせていただく。この議事については、先ほど事務局から説明のあったとおり生涯学習審議会の扱いになる。

                    前回のこの会議で、県立博物館・美術館の今後の在り方に向けた部会を設置するというところで提案があり、承認されている。生涯学習審議会の運営規則によると、その部会に属するべき委員だが、会長が指名するとなっている。ここで事務局から委員指名について案があればお願いしたい。

事務局             県立博物館・美術館部会委員について、提案させていただく。

                    久留島委員、高田委員、福田委員、二村委員の4名の委員の方を県立博物館・美術館部会委員として推薦する。

                    なお、本日御欠席の久留島委員については、ご本人に部会委員になることについて内諾を得ていることを申し添えさせていただく。

議 長               お諮りする。本日欠席という久留島委員の内諾を得ているということなので、ここにいらっしゃる委員に久留島委員を加えて、事務局案の4名ということで指名させていただきたいが、委員の皆さん、よろしいか。

委 員               異議なし。

議 長               では、久留島委員、高田委員、福田委員、二村委員は、この後も会議が予定されているようなので、よろしくをお願いしたい。

                    なお、運営規則で、「部会に部会長を置く」となっている。委員の互選によって定めることになっているので、この後、部会の開催にあたっては、委員の方々は部会長を選出して、部会長のもとで会議を進めていっていただきたい。

#### 4 報 告（1）新県立図書館等複合施設基本計画について

##### 【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長

4 番目の報告に移る。(1)新県立図書館等複合施設基本計画について、報告をいただく。これについては、先週の火曜か水曜あたりに県と教育委員会で報道発表がなされて新聞等でも出ていたと思うが、詳しい内容も含めながら報告及び説明をお願いしたい。

事務局

「新千葉県立図書館等複合施設基本計画」について報告させていただく。本日は、基本計画の冊子と、A3のカラー版の概要をお配りさせていただいた。冊子のポイントをまとめたA3の概要を中心にご覧いただきたい。

まず、基本計画策定に至る経緯については、前回、5月に行われた第9回会議の際に、今年度の社会教育施策について報告させていただいた中でお示したところだが、簡単に説明させていただく。

県立図書館については、平成28年に行政改革推進本部が新たな「公の施設の見直し方針」において、「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め、継続して検討を行う」こととしている。本生涯学習審議会においては、翌年に「県立図書館の今後の在り方」について諮問させていただき、29年の12月に答申をいただいたところである。昨年1月には、「千葉県立図書館基本構想」を策定し、県立図書館機能の向上を図るため、現在の3館体制を1館に機能集約し、老朽化の進んだ中央図書館に替え、知識基盤社会における知の拠点となる新たな県立図書館を整備するとともに、類似施設との複合化の可能性を検討することとしている。お配りした概要では、左側の中ほどに「施設整備の方向性」ということで記載している。

なお、基本構想については、1の部分にまとめてある。この基本構想を具体化するため、施設の立地に係る比較や必要な機能及び機能別の必要面積の算出などの検討を昨年実施し、有識者の意見を取り入れながら基本計画策定の準備を進めてきたところである。その後、基本計画の原案を公表し、ちばづくり県民コメント制度に基づく意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施した上で、県及び県教育委員会として取りまとめたものが本基本計画である。

ここまで基本計画策定に至る経緯を説明させていただいた。ここからは基本計画の内容について説明させていただく。

まず、お手元の概要、左側の2の「新たな知の拠点の在り方」をご覧いただきたい。新たな知の拠点の在り方については、知識基盤社会におけるデジタル化の進展、これまでの領域を越える文化情報資源、県民の活動か

ら生まれた成果の活用、各施設の現状と課題といった観点から検討を行い、県文書館と県立図書館を複合化し、新たな知の拠点として整備することが適当と結論づけたところである。

冊子の16ページの「基本計画への全体像」に取りまとめているので、併せてご覧いただければと思う。配付してある概要では、中央の黄色い部分のところになる。新たな「知の拠点」の基本理念と基本方針、サービス方針等を整理してある。

基本理念については、「文化情報資源の集積と活用を通じて、知の創造と循環を生み出し、光り輝く千葉県の実現に貢献する。」としている。

基本方針として、「誰もが千葉県の文化情報資源に容易にアクセスできる環境の整備」、2つ目として「来る人の高まる期待に応えるシンボルエリアの形成」、3つ目として「知の創造と循環を促すための様々な活動の展開」、4つ目として「知の拠点を演出する専門家集団の編成」の4つを掲げている。これらを踏まえた上で、図書館と文書館の融合、あるいは博物館等の関係機関との連携、そして知的交流の場の提供といった機能の重なりから、新たに生まれるものを大切にしていきたいというのが16ページのサービス方針に掲げた中央の部分になる。その上で図書館や文書館といった個別の運営方針を示している。

また、このようなサービス方針を実現していくためには、16ページでは一番下の部分になるが、システムの構築、あるいは施設・設備の検討、組織体制の整備といった基盤整備が不可欠であるという点を提示してある。

A3の概要に戻って、右側の列、赤い部分をご覧いただきたい。施設・設備について整理してある。

まず、(1)基本的な考えとして、新しい施設は、文化情報資源を扱う機関との幅広い連携が実現可能な場所に整備し、千葉県の新たな知の拠点到にふさわしい、象徴的なエリアの形成を目指すこととした。

次に、(2)立地については、文化情報資源を扱う他の機関及び県庁から近隣であること、県立図書館による市町村支援という観点から物流の面での利便性があること、そして公共交通機関や自家用車など、さまざまな交通手段で来館しやすいこと、災害の影響を可能な限り低減できること、施設整備にあたり用地の確保が容易であること、このような条件を考慮して、現在の中央図書館の敷地、あるいは県立青葉の森公園、さらには千葉みなとのNHKのある場所の隣接地の3カ所を比較検討した。結論として、県立中央博物館との連携も可能であり、現地建て替えの場合に必要な長期休館が不要で、地下水や塩害など災害の影響が少ない場所として県立青葉の森公園を選定した。

最後になるが、施設規模については、(3)に記載してある。敷地面積約

1万8,500平方メートル、建物の延床面積は1万7,000平方メートル程度としている。

その下にある開架冊数というのは、来館者の方が直接手に取ることのできる棚にある本の冊数だが、約15万冊としている。その他に保存エリアに書庫を設けて、自動化書庫の導入により延べ床面積の縮減を図る一方で、図書館の資料約205万冊、文書館の資料を約50万冊保存できるようにしている。図書館と文書館全体では、約270万冊の収蔵が将来的に可能となっている。

なお、基本計画は、本冊では全体で70ページになるため、説明が十分でなかった部分もあろうかと思うが、報告は以上である。

議長 基本理念、基本方針、どちらもMLA連携をもとにつくられているようだが、ただいまの説明について、意見、質問があったら、委員の皆さんからお受けしたいと思うが、いかがか。

委員 今、基本計画のピンクの(3)番の15万冊というところで、これは今までと比べてどのくらい違うのか。その数というのが、少し理解できないので説明してほしい。

事務局 今、県立図書館は3館あり、3館のいわゆる御利用者の方が、直接手にできる開架の冊数は3館合わせて約23万冊ある。ただ、この中には3館を1館に集約することで重なっている本もあるので、そういったところを加味して、約15万冊が利用しやすい冊数ではないかと考えている。

議長 よろしいか。

委員 はい。

議長 ほかにいかがか。

委員 今、説明を伺った限りでは、とてもすばらしいものができるのではないかと、立派なものができるだろうという思いはあるのだが、敷居が高いというか、県民に対する親しみやすさというか、小さい子からお年寄りまでがそこに集うようなイメージが湧いてこないのか、それはこれから周りを整理しながら、施設の中をどうしていくかということに関わってくると思うのだが、そういう視点もあってほしいというのが感想である。

議長 現時点で何か説明することがあれば、今お願いしたい。

事務局 真ん中の黄色い部分、運営方針の図書館の部分をご覧いただきたい。先ほど説明の中では割愛させていただいたが、(2)の子どもの読書活動推進センター、あるいは(5)のすべての県民が利用しやすく快適な社会教育施設という観点も設けてあるので、今、委員から指摘のあった、子供から年配の方まで親しみやすく利用できる施設というのを目指していきたいと考えている。

議長 今後とも今の意見を参考によろしくお願ひしたい。ほかにいかがか。

委員 こちらの大きい冊子のほうも、少し見させていただきながら、バリアフリー化について、今回謳っていただいて、すばらしいと思っていた。施設内のバリアフリー化、駐車場の台数なども書いてあり、現状ある駐車場にプラスアルファで台数、来館しやすく、停めやすくするような施設の充実というものを検討しているのだろうと思いながら拝見していた。多様な年代の方がいらっしゃる中では、駐車したところからいろんな形で施設へのアクセスもよいようにして、「あそこは行きやすいよ」というのが、ロコミで広まっていけば、より来館しやすくなるかと思うので、ぜひ、さまざまな形で来館しやすさに取り組んでいただきたい。

委員 今回の委員の意見に、少し関連してくるところだが、図書館に来館する障害のある方たちへのサービスということで、市町村立図書館格差の大きいところでもあると思っている。今まで西部図書館がそういった事業に非常に熱心に取り組んでいて、私たち市町村立としては大変頼もしい限りであった。今後も全ての県民の方たちが暮らしやすい千葉県になるためにも、そういった領域でスキルの高い司書を市町村に派遣して支援していただけるとありがたい。

また、新たな知の拠点の在り方ということでデジタル化の進展を挙げていただいており、市町村においては、予算や人員が不足して資料の保存自体が難しいケースもある。ネットで閲覧できるよう、資料のデジタル化、著作権の処理など、そういったことを手がけるには一定の技術や知識が求められているところであるので、ぜひ、こういったデータを適切に保存できる人材の育成、それから技術の向上、財政面での支援など、お願いできればと思う。

議長 ほかにいかがか。では、事務局については、今、出された委員の皆さんの意見を今後の事業の取り組みの一助にして進めていっていただきたい。報告事項でそのほか、何かあるか。

事務局 特にない。

議 長 以上で、本日の議事と報告を終了とする。

5 諸 連 絡

6 閉 会